

議案第 67 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 11 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 1 杉並区立西荻窪西自転車駐車場の項、杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場の
項、杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場の項及び杉並区立高円寺東高架下自
転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

西荻窪西自転車駐車場等を廃止する必要がある。